

様式第4-1号

提出日(西暦)	2022年4月4日
---------	-----------

品質管理システム概要書（2022年4月1日現在）

監査事務所名 協立神明監査法人
代表者名 朝田 潔

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人は、全ての監査業務において監査業務の品質が保持されなければならないという運営方針のもと、監査業務の品質を合理的に確保するため、品質管理に関する適切な方針及び手続を定めております。

当法人の品質管理に関する最終的な責任は、社員会の代表者が負っており、品質管理担当責任者は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負っております。

社員会は、監査業務の品質を重視する風土を醸成するために、当法人の品質管理に関する方針及び手続、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施すること、及び状況に応じた適切な監査報告書を発行することを強調する行動とメッセージを明確に一貫して繰り返し示すこととしております。

【不正リスクへの対応】

不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理担当責任者としております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持の方針及び手続

(1) 職業倫理の遵守

当法人は、当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則（以下「倫理規則」という。）第2条に基づき、誠実性、公正性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務、職業的専門家としての行動に関する職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定め、これを遵守すべきこととしております。

監査責任者は、当法人の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するとともに、専門職員がこれを遵守していることを確かめております。

(2) 独立性の保持

当法人は、当法人及び専門要員が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持の方針及び手続を定めております。

品質管理担当責任者は、毎年5月並びに必要となる時点において独立性の保持の方針及び手続の遵守に関する確認書である倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査し、提出を求めております。独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、品質管理担当責任者は、独立性に対する阻害要因を許容可能な水準にまで軽減又は除去するためにセーフガードを適用するか、又は適切であると考えられる場合には、監査契約を解除いたします。

監査責任者は、当法人の定める独立性の保持の方針及び手続を遵守するとともに、監査チームのメンバーがこれを遵守していることを確かめております。

(3) ローテーションの方針及び手続

当法人は、大会社等の監査業務については、監査業務の主要な担当社員等（筆頭業務執行社員、業務執行社員、審査担当者、主査及びその他）に、職業倫理に関する規定で定める一定期間のローテーションを義務付けております。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当法人は、監査契約の新規の締結については、その都度、当法人・既存関与先等との利害関係の有無の調査や監査契約締結に伴うリスク評価手続を実施し、社員会の審議・承認を経て決定しております。

監査契約の更新については、監査責任者が前年度の意見審査結果及び新年度の諸状況の検討結果を審査担当者に提出し、審査担当者の当該更新に関する特段のリスクの有無の判断結果とあわせ社員会に上申し、契約更新の可否を社員会で審議・承認を経て決定しております。

監査契約の新規の締結及び更新のいずれに際しても、当法人が業務の実施するための適性及び能力を有していること、職業倫理に関する規定を遵守できること、関与先の誠実性を検討し監査契約に重要な影響を及ぼす事項がないことを確認しております。

なお、契約の締結を辞退する原因となるような情報を監査契約締結後に入手した場合は、速やかに監査契約の解除の手続を検討することとしております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続として、不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新のリスクを評価することとし、リスクの程度に応じて、監査チーム内外の適切な者が当該評価の妥当性を検討することとしております。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるようにすることを達成するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するため、人事に関する採用、適性および能力、評価、報酬および昇進、専門要員の必要数の予測に関する方針及び手続を定めております。

専門要員の採用については、監査に関する必要な知識があり、品質管理規程を遵守し、監査業務を積極的に行う意欲のあるものを採用しております。

専門要員の教育・訓練については、適性および能力を高めるため、適宜、研修会を開催し、継続的専門研修制度に定める必要な単位数の履修を義務付けております。

専門要員の評価については、専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理を遵守することを正当に評価することとしております。専門要員の選任については、監査責任者についてはその職責を果たすための適切な適性、能力及び権限を有し、十分な時間を確保できる者を、専門職員は職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して監査業務を実施するために必要とされる適性及び能力を有する者を選任することとしております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供しております。また、監査チームの選任において、監査チームに期待される適切な適性及び能力を検討する場合、専門要員の不正に関する知識及び能力を考慮することがあります。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めております。監査責任者は、監査チームのメンバーに監査業務を把握するための方法を指示し、監査業務の実施にあたっては適切な指導及び監督を行い、適時に監査調書を査閲し、必要と認める場合には追加手続を指示するものとしております。

【不正リスクへの対応】

監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、監査メンバーへの指示・指導及び監督を行い、監査調書を査閲する責任を負っております。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に直面した場合には、監査責任者は、監査チームの他のメンバー、審査担当者に事前相談し、必要ある時は、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討し、当該事項に対する最終的な判断を決定しております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討することとしており、監査責任者が当該手続を適切に実施する責任を負っております。

(3) 審査の方針及び手続

当法人は、審査を行う機構を設け、特定の場合を除き、全ての監査業務について監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査を行っております。

審査担当者は、必要な知識及び監査責任者として審査対象監査業務を担当できる程度の十分かつ適切な経験と権限を有する者とし、また、客觀性が維持されるよう、審査担当期間にわたってその業務に従事しない等の方針を定めております。

当法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、審査に関する内容を記録し保存することとしております。

監査基準委員会報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」が適用となる場合、監査報告書案が適切であるかどうかの検討には以下を含めております。

- (1) 報告すべき監査上の主要な検討事項が監査報告書案に記載されているかどうか。
- (2) 監査基準委員会報告書701第13項に基づき監査上の主要な検討事項を記載しない場合、記載しないことが適切かどうか。
- (3) 報告すべき監査上の主要な検討事項がない場合、企業及び監査に関する事実及び状況を踏まえて、それが適切かどうか。なお、監査報告書案の検討には監査上の主要な検討事項の表現方法の検討も含むものとしております。

【不正リスクへの対応】

不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、当法人は、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を選任することとしております。また、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には、追加で審査担当者を選任するか社員会で審査を実施いたします。

不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、審査担当者は、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて検討することとしております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合には、速やかに監査責任者又は品質管理責任者に報告し、監査責任者又は品質管理責任者は、報告された内容を検討し、専門的な見解の問合せ等により監査上の判断の相違の解決に努めております。それでも監査上の判断の相違が解決しない場合は、社員会で協議し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を講じることとしております。

なお、監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行しないこととしております。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当法人は、監査調書を、原則として、監査報告書ごとにまとめております。監査ファイルの最終的な整理を完了する期限は、監査報告書日から60日を超えないものとしております。監査調書は、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保して管理しております。

監査調書は、10年間保存することとし、廃棄に関する手続に従って廃棄しております。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定め、これに従って実施しております。

上記プロセスには、品質管理のシステムに関する日常的監視及び評価を含めております。この評価には、監査責任者ごとに少なくとも一定期間ごとに一つの完了した監査業務の定期的な検証を含めております。

日常的監視には、新たに公表された職業的専門家としての基準及び適用される法令等と当法人が定める品質管理の方針及び手続への反映の状況、独立性の保持のための方針及び手続の遵守についての確認書、訓練を含む継続的な職業的専門家としての能力開発状況、契約の新規の締結及び更新状況、実施すべき是正措置と品質管理のシステムの改善の決定（教育・訓練に関する方針及び手続への反映を含む。）状況、品質管理のシステムの理解又は遵守の程度について発見された不備に関する当法人内の適切な専門要員への伝達状況、品質管理の方針及び手続に必要な修正を速やかに行うための当法人内の適切な専門要員によるフォローアップ状況への監視及び評価を含めております。

監査業務の定期的な検証については、通常3年を超えない期間で、循環的に実施することとしております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、監査契約の新規の締結及び更新、不正に関する教育・訓練、業務の実施、監査事務所間の引継が当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されることを確かめることとしております。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

品質管理担当責任者は、日常的な監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、速やかな是正措置が必要な、組織的、反復的又はその他の重要な不備に該当する事項が判明した場合には、改善を要する事項を検討し、適切な措置をとることとしております。

品質管理担当責任者は、少なくとも年に一度、品質管理のシステムの監視の結果を社員会に伝達することとし、重要な不備が発見された場合は、その内容とそれに対処するために講じられた是正措置について含めることとしております。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人は、当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めております。この方針及び手続の一部として、当法人は、専門要員が不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てを行うことができるよう、明確に定められた内部通報等の制度を定めております。

当法人は、不服と疑義の申立てを受け付ける担当責任者を選任しております。担当責任者は、不服と疑義の申立てがあった場合には、その内容を吟味し、調査することとしております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスクに関連して当法人内外から情報がもたらされた場合は、当該情報を受け付け、関連する監査責任者へ適時に伝達することとし、監査責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理担当責任者に書面で報告することとしております。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に準拠した方針及び手続を定めております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況について、品質管理担当責任者に報告することとしております。

8. 共同監査の方針及び手続

当法人は、共同監査の監査業務の品質を合理的に確保するために共同監査に関する方針及び手続を定めております。

当法人は、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の品質を合理的に確保するものである

かどうかを、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに、必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめることとしております。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続
当法人には現在、合併等の組織再編の予定はございません。

※ この品質管理システムの概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システムの概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。